

認定，仮認定を受けるための要件

認定の要件

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の（１）～（９）の要件を満たす必要があります（NPO法（以下，法）第45条第1項，第47条，NPO法施行令（以下，法令）第1条～第5条）。

仮認定の要件

仮認定NPO法人としての仮認定を受けるためには、次の（２）～（９）の要件を満たす必要があります。

また、仮認定申請をすることができるのは、設立した日から5年を経過していない法人で、かつ過去に認定又は仮認定を受けたことがない法人に限られます。ただし、この制度が施行される平成24年4月1日から3年間は、設立した日から5年を経過した法人も仮認定を申請することができます。（法45条第1項，第47条，第59条，第62条，法附則第7条）

（１）パブリックサポートテスト（PST）に適合すること

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための要件（パブリックサポートテスト）として、次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。詳細はそれぞれの算式を参照してください。

| 項 目 | | 小規模法人の特例 | |
|--------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 選択しない | 選択する |
| 国の補助金等 | 相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合 | 《算式1》 原則 | 《算式2》 小規模法人の特例 |
| | 相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合 | 《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） | 《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） |

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。（詳細は《算式5》を参照）

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に 12 を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が 800 万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が 50 人以上である法人に限られます（法第 45 条第 2 項，法令第 3 条）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50 \text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員, 社員除く)の数